

不燃ごみの品目変更等について

2025年9月4日に発生したリサイクルプラザ藤沢廃棄物処理棟の火災を踏まえ、主に火災予防の観点から、「不燃ごみの品目」「充電式小型家電（リチウムイオン電池内蔵製品）の出し方」「特定処理品目の名称」について変更を行うものです。

1 変更の具体的な内容について

現在「不燃ごみ」として扱っている品目について、次の（１）～（３）のとおり排出方法等の変更を行います。

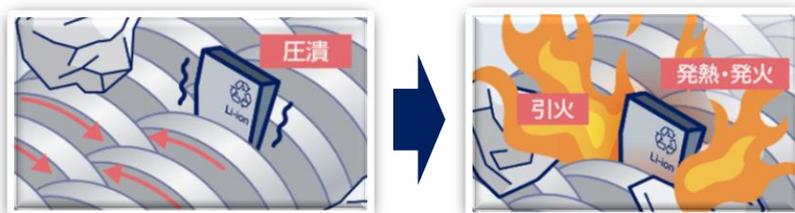
（１）不燃ごみ⇒「可燃ごみ」への排出方法の変更

「可燃ごみ」に変更する品目

- ①靴（スニーカー、革靴、長靴など）
- ②綿・羽毛入り衣類（ジャンパー、ダウンジャケットなど）
- ③スポンジ（食器洗い用、洗車用、ジョイントマットなど）
- ④座布団（一人掛け）
- ⑤クッション

変更理由

- ・「不燃ごみ」の破砕処理施設（リサイクルプラザ藤沢）でリチウムイオン電池などに起因した発火事故が発生した際に、「不燃ごみ」の近くに綿入り衣類などの可燃物があると引火して火災が拡大する危険性があるため。



火災予防のため、
可燃物を可能な限り除く

出典：（参考）公益財団法人日本容器包装リサイクル協会「発火が起こる仕組み」

収集頻度

- ・2週に1回（不燃ごみ）から週2回（可燃ごみ）と増えるため市民の利便性が向上します。

(2) 不燃ごみ→「特定処理品目」への排出方法の変更

※特定処理品目（火災の恐れがあるもの、有害物質が含まれているもの等）

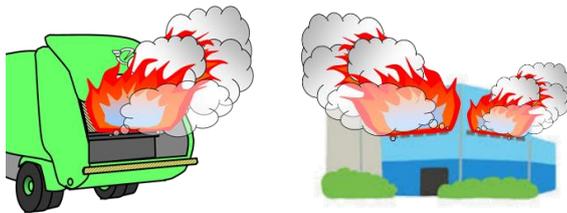
「特定処理品目」に変更する品目
充電式小型家電
例) ①スマートフォン、タブレット
②携帯扇風機
③電気シェーバー
④スマートウォッチ
⑤ワイヤレスイヤホン ワイヤレスヘッドホン
⑥電動歯ブラシ
⑦携帯ゲーム機
⑧携帯音楽プレーヤー など



なお、膨張したりリチウムイオン電池は、収集又は施設において発火の恐れがあるため、現在と同様にリサイクルプラザ藤沢への持込とします。

変更理由

- ・今回の火災の原因として考えられている「リチウムイオン電池内蔵製品」を「不燃ごみ」から「特定処理品目」に変更し、危険物として適切に収集することで、塵芥収集車、処理施設での火災リスクを低減させるため。



火災予防のため、
リチウムイオン電池内蔵製品を
「特定処理品目」として収集

収集頻度

- ・2週に1回（不燃ごみ）から週1回（特定処理品目）と増えるため市民の利便性が向上します。

(3) 特定処理品目の名称変更

変更前	変更後
特定処理品目	危険ごみ・テープ類

変更理由

- ・市民がより危険性を認識しやすく、適切に分別・排出できるようにするため。

